

令和元年

7月号

# 濱田会計事務所通信

令和元年7月1日発行 Vol.23

先日、いつも通っている歯医者さんに定期的なメンテナンスのために行き、前から勧められていた親知らずの抜歯をいよいよ決断して日程の相談をしようとしたところ「じゃ、今から抜こう！」とときぱきと麻酔の注射をされ30分後には抜けた親知らずを見ていました。

正に案ずるより産むが易し！

やろうやろうと思いながら、なかなかしていなかった事もいざやってみると、何でもっと早くにしなかったのだろうと思うものです。



## <税務/会計ピックアップ>

### 消費税の軽減税率制度の対象・対象外クイズ

令和元年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。軽減税率(8%)の対象となるものは「飲食料品」と「新聞」です。飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除きます。）をいい、一定の一体資産を含みます。外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。軽減税率の対象となる新聞とは一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

これは軽減税率の対象となるのかな？と迷うものもあります。軽減税率の対象となるのか国税庁HPを参考にクイズを作成しましたので試してみてください。


- ① 家畜の飼料、ペットフードの販売
- ② 苗木、種子の販売
- ③ コンビニで販売されているペットボトルのミネラルウォーター
- ④ 家庭用の水道料金
- ⑤ ウォーターサーバーのレンタル料
- ⑥ ウォーターサーバーの水の代金
- ⑦ 賞味期限切れの食品を廃棄するための譲渡
- ⑧ 食品の原材料となるワイン
- ⑨ みりん、料理酒、調味料の販売
- ⑩ ノンアルコールビール、甘酒の販売
- ⑪ 栄養ドリンクの販売
- ⑫ 健康食品、美容食品等の販売
- ⑬ 果物狩り、潮干狩り、釣り堀の料金



答えは裏面をご覧ください。

<税務/会計トピックス>

## 消費税の軽減税率制度の対象・対象外クイズの答え

- ① **10%** 「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいます。人の飲用又は食用に供されるものではない家畜の飼料やペットフードは、「食品」に該当しません。
  - ② **10%** 果物の苗木など栽培用として販売される植物やその種子は「食品」に該当しません。
  - ③ **8%** 人の飲用又は食用に供されるものであるいわゆるミネラルウォーターなどの飲料水は、「食品」に該当します。
  - ④ **10%** 水道水は、例えばペットボトルに入れて人の飲用に供される「食品」として販売する場合を除き、軽減税率の適用対象となりません
  - ⑤ **10%** 軽減税率が適用されるのは、「飲食料品の譲渡」であるため、「資産の貸付け」であるウォーターサーバーのレンタルについては、軽減税率の適用対象となりません
  - ⑥ **8%** ウォーターサーバーで使用する水は、「食品」に該当します。
  - ⑦ **10%** 賞味期限切れの「食品」を廃棄するために譲渡する場合は、人の飲用又は食用に供されるものとして譲渡されるものではないことから、軽減税率の適用対象となりません
  - ⑧ **10%** 「食品」の原材料となるワインなどであっても、酒税法に規定する酒類は、軽減税率の適用対象である「飲食料品」に該当しません。
  - ⑨ **10%又は8%** みりんや料理酒が酒税法に規定する酒類に該当するものであれば、軽減税率の適用対象となりません。なお、酒税法に規定する酒類に該当しないみりん風調味料については、「飲食料品」に該当しますので、軽減税率の適用対象となります
  - ⑩ **8%** ノンアルコールビールや甘酒など酒税法に規定する酒類に該当しない飲料については、軽減税率の適用対象である「飲食料品」に該当します。
- 
- ⑪ **10%又は8%** 医薬品等に該当する栄養ドリンクは軽減税率の適用対象となりません。医薬品等に該当しない栄養ドリンクは「食品」に該当します。
  - ⑫ **8%** 食品に該当します。
  - ⑬ **10%** 役務の提供に該当するため「飲食料品の譲渡」に該当せず、軽減税率の適用対象となりません。

## 事務所からのお知らせ

発行した事務所通信は順次ホームページにも掲載予定です。

また、メールマガジンとして同内容を配信しておりますので、配信をご希望の方はご連絡下さい。



事務所へお車でお越しの方は、駐車場は一部契約のため、斜線部分に駐車をお願い致します。



濱田会計事務所  
〒670-0053  
兵庫県姫路市南車崎 2 丁目 4 - 1 3  
TEL : 079-229-9041  
Fax : 079-229-9049  
E-Mail : info@hamadakaikei.jp  
URL : http://hamadakaikei.jp

会社のこと、事業のこと、  
相続のこと・・・  
一緒に考えましょう！

